

消費税のインボイス制度開始に関するWeb説明会の開催及び参加者募集のご案内【農業者、食品関連事業者、関連団体等向け】（無料）

令和5年10月1日から、複数税率制度に対応した消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。

このインボイス制度開始後、インボイスを発行しようとする事業者は、事前に税務署に申請して登録を受ける必要があり、制度開始時からインボイス発行事業者となるためには、原則、令和5年3月31日までに登録申請が必要です。

事業者の皆様方には、制度の理解を深め、登録要否の検討を進めていただくとともに、登録をお考えの方には、取引先とのインボイス番号の共有やインボイスにする帳票の検討などの事前準備をスムーズに進めていただけるよう、下記①のとおり、Webexによる説明会を開催しますので、是非、お申込みいただきますようお願いいたします。

また、ご希望がございましたら、別途グループでの説明会依頼もお受けいたしますので、下記②によりお申込みください。（無料）

① Webexによるインボイス制度説明会開催案内

開催日時

令和5年1月12日（木）10時30分～（1時間）*10日17時
13時10分～（1時間） 申込締切
令和5年1月18日（水）10時30分～（1時間）*16日17時
13時10分～（1時間） 申込締切

（4回開催、いずれも説明内容は同一）

講師

大阪国税局 課税第二部 消費税課 担当官

内容

◇適格請求書等保存方式（インボイス制度）の概要説明 ◇質疑応答

対象

農業関係者、食品関連事業者、関連団体等

定員

各回1000名

申込方法

以下のURLより必要事項を記載の上お申し込み下さい。

※申込締切：開催日の2日前(上記開催日時脇に記載)

https://www.contactus.maff.go.jp/j/kinki/form/221122_4.html

お申込み後に接続するURL、資料の案内を行います。



② 個別説明会開催案内

申込方法

以下のURLより必要事項を記載の上お申し込み下さい。

<https://www.contactus.maff.go.jp/j/kinki/form/20220201inbokobetu.html>



【お問合せ先】近畿農政局企画調整室

担当者：南嶋、瀧脇、徳田

ダイヤルイン：075-414-9037